

吉富町犬猫不妊去勢手術におけるワンヘルスサポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ワンヘルス推進宣言のもと、飼養者の望まない犬及び猫の繁殖による野犬及び野猫の発生を抑制し、動物の愛護及び管理についての理解を深め公衆衛生の向上及び社会生活の安定を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本町の住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 対象の犬又は猫を適切に飼養し、終生飼うことができる者
 - (3) 対象が飼い主のいない猫の場合、給餌や糞等の始末を行うなどの管理を行い、近隣に迷惑をかけないように努力できる者
- 2 前項の規定にかかわらず、手術対象となる犬及び猫について、他の団体から補助、その他の助成措置を受ける場合は、助成対象者とししない。
- 3 吉富町暴力団排除条例（平成22年条例第3号）第2条に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(助成対象動物)

第3条 助成対象動物は、販売を目的として飼養されていない飼い犬、飼い猫及び飼い主のいない猫とし、犬の場合は、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく登録を行い当該年度における狂犬病予防注射を受けているものとする。

(助成金の額)

第4条 助成は、予算の範囲内で行うものとし、助成金の額は、手術に要した額とする。

- 2 前項に規定する助成金の限度額は、別表のとおりとする。

(助成金の申請)

第5条 助成を受けようとする飼養者等は、本町と協定を結んだ動物病院（以下「協力動物病院」という。）において手術を受けるものとし、事前に吉富町ワンヘルスサポートチケット申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 当該年度において同一世帯が申請できる頭数は、3頭を限度とする。

(助成の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、吉富町ワンヘルスサポートチケット交付決定通知書（様式第2号）により通知し、吉富町ワンヘルスサポートチケット（様式第3号。以下「手術券」という。）を当該申請者に交付するものとする。

(手術の実施)

第7条 手術券の交付を受けた飼養者等は、協力動物病院に手術券を提出し、手術を受けるものとする。

2 手術券の有効期限は、3ヵ月又は当該年度3月10日までのいずれか早い日までとする。ただし、犬又は猫の体調等により予定の期間内に実施できない場合は、年度内に完了する場合に限り、理由書(様式第4号)の提出により期日を延長できるものとする。

(飼養者等の負担)

第8条 手術券の交付を受けた飼養者等は、手術料金から助成金額を差し引いた額を協力動物病院に支払うものとする。

(助成金の請求)

第9条 協力動物病院は、手術券を月末日ごとにまとめ、翌月10日までに吉富町犬猫不妊去勢手術費助成金交付請求書(様式第5号)に当該手術券を添えて町長に提出し、助成金を請求するものとする。

(助成金の交付)

第10条 町長は、前条の規定による請求を受けた場合は、その内容を確認し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該請求者に対して、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の取り消し等)

第11条 町長は、手術券又は助成金の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により助成を受けたときは、助成の決定を取り消し、又は既に交付した助成金を返還させることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

種類	性別	助成限度額
飼い猫又は飼い主のいない猫	オス	8,000円
	メス	15,000円
飼い犬	オス	10,000円
	メス	15,000円